

第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 共通規定 第68条の2～第68条の3（共通事項）関係</p> <p>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小連結親法人 第3款 その他 第68条の10～第68条の36（共通事項）関係 第68条の10（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第68条の15（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の15の2（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</p>	<p>第1章 共通規定 第68条の2～第68条の3（共通事項）関係</p> <p>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小連結親法人 第3款 その他 第68条の10～第68条の36（共通事項）関係 第68条の10（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第68条の15（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の15の2（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 15 の 3 (国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 4 (特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 5 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 6 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 16 (特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 68 条の 17 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 20 (集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 25 (特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 特定農産加工品生産設備</p> <p>第 2 款 新用途米穀加工品等製造設備</p> <p>第 68 条の 26 (特定信頼性向上設備の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 29 (医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 32 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係</p>	<p>第 68 条の 15 の 3 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 16 (特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 68 条の 17 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 20 (集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 25 (特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 特定農産加工品生産設備</p> <p>第 2 款 新用途米穀加工品等製造設備</p> <p>第 68 条の 26 (特定高度通信設備の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 29 (医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 32 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係 第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係 第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係 第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係</p>	<p>第 68 条の 34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係 第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係 第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係 第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係</p>
<p>第 3 章 連結法人の準備金等</p> <p>第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係 第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係 第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係 第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係 第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係 第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係 第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係 第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係 第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係 第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係 第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係 第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係 第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係</p>	<p>第 3 章 連結法人の準備金等</p> <p>第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係 第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係 第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係 第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係 第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係 第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係 第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係 第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係 第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係 第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係 第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係 第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係 第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係</p>
<p>第 4 章 削 除</p>	<p>第 4 章 削 除</p>
<p>第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例</p> <p>第 68 条の 61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係</p>	<p>第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例</p> <p>第 68 条の 61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係</p>
<p>第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例</p>	<p>第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 6 章の 2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例</p> <p>第 68 条の 63 の 2 (国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例) 関係</p> <p>第 6 章の 3 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 63 の 3 (連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例) 関係</p> <p>第 7 章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 64 (農業経営基盤強化準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 65 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 66 (交際費等の損金不算入) 関係</p> <p>第 1 款 交際費等の範囲</p> <p>第 2 款 損金不算入額の計算</p> <p>第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第 68 条の 68 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p>	<p>第 68 条の 63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 6 章の 2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例</p> <p>第 68 条の 63 の 2 (国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例) 関係</p> <p>第 7 章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 64 (農業経営基盤強化準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 65 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 66 (交際費等の損金不算入) 関係</p> <p>第 1 款 交際費等の範囲</p> <p>第 2 款 損金不算入額の計算</p> <p>第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第 68 条の 68 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 68 条の 69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 10 章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第 68 条の 70～<u>第 68 条の 85</u> (共通事項) 関係</p> <p>第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 収用等の範囲</p> <p>第 2 款 補償金の範囲等</p> <p>第 3 款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 68 条の 73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 74 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 の 2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p>	<p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 68 条の 69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 10 章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第 68 条の 70～<u>第 68 条の 85 の 3</u> (共通事項) 関係</p> <p>第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 収用等の範囲</p> <p>第 2 款 補償金の範囲等</p> <p>第 3 款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 68 条の 73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 74 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 の 2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 その他</p> <p>第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係</p> <p>第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p> <p>第68条の82及び第68条の83（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係</p> <p>第68条の84（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係</p> <p>第68条の85（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p>第11章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第68条の88（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 独立企業間価格の算定方法の選定</p>	<p>第2款 その他</p> <p>第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係</p> <p>第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p> <p>第68条の82及び第68条の83（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係</p> <p><u>第68条の84及び第68条の85（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例）関係</u></p> <p>第68条の85の2（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係</p> <p>第68条の85の3（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p>第11章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第68条の88（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 独立企業間価格の算定方法の選定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p> <p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 申告調整等</p> <p>第9款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第12章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例</p> <p>第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）関係</p> <p>第68条の89の2及び第68条の89の3（連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例）関係</p> <p>第13章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第14章 連結法人のその他の特例</p> <p>第68条の94（技術研究組合の<u>連結所得の計算</u>の特例）関係</p> <p>第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係</p> <p>第68条の99（社会保険診療報酬の<u>連結所得の計算</u>の特例）関係</p>	<p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p> <p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 申告調整等</p> <p>第9款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第12章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例</p> <p>第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）関係</p> <p>第68条の89の2及び第68条の89の3（連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例）関係</p> <p>第13章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第14章 連結法人のその他の特例</p> <p>第68条の94（技術研究組合の<u>所得計算</u>の特例）関係</p> <p>第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係</p> <p>第68条の99（社会保険診療報酬の<u>所得計算</u>の特例）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 101 (農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>	<p>第 68 条の 101 (農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>

二 第 68 条の 9 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(連結事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</u></p> <p><u>68 の 9 (3) - 2 措置法令第 39 条の 39 第 9 項第 2 号又は第 5 号の規定の適用上、連結法人と共同し又は連結法人から委託を受けて試験研究を行う者が、当該連結法人の連結事業年度の中途において同項第 2 号に規定する他の者又は同項第 5 号に規定する特定中小企業者に該当しないこととなった場合には、当該連結法人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用の額は、措置法第 68 条の 9 第 12 項第 3 号に規定する特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 連結法人と共同し又は連結法人から委託を受けて試験研究を行う者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において措置法令第 39 条の 39 第 9 項第 2 号に規定する他の者又は同項第 5 号に規定する特定中小企業者に該当</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>しない場合には、たとえその後これらの者に該当することとなったときであつても、当該連結法人の当該試験研究のために要する費用の全額が、措置法第 68 条の 9 第 12 項第 3 号に規定する特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p><u>68 の 9(3) - 3</u></p>	<p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p><u>68 の 9(3) - 2</u></p>

三 第 68 条の 10～第 68 条の 36(共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p><u>68 の 10～68 の 36(共) - 1</u> 措置法第 68 条の 10 第 1 項及び第 6 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項</u>、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 20、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 <u>並びに</u>第 68 条の 31 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>……</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p><u>68 の 10～68 の 36(共) - 2</u> ……………措置法第 68 条の 10 第 1 項及び第 6 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項</u>、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 20、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 <u>並びに</u>第 68 条の 31 から第 68 条の 36 までの規定 (同法第 42 条の 5 第 1 項<u>及び</u>第 6 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p><u>68 の 10～68 の 36(共) - 1</u> 措置法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 20、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 <u>及び</u>第 68 条の 31 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>……</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p><u>68 の 10～68 の 36(共) - 2</u> ……………措置法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 20、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 <u>及び</u>第 68 条の 31 から第 68 条の 36 までの規定 (同法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 43 条から第 44 条まで<u>及び</u>第 44 条の 3 から第 48 条まで……</p>

改 正 後	改 正 前
<p>11 第 1 項、第 42 条の 12 の 2 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 43 条から第 44 条まで並びに第 44 条の 3 から第 48 条まで……………</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－3 ……………第 68 条の 15、<u>第 68 条の 15 の 3、第 68 条の 15 の 4</u>……………</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－4 ……………</p> <p>……………<u>第 68 条の 13 第 3 項、第 68 条の 15 第 4 項又は第 68 条の 15 の 4 第 4 項</u>……………</p>	<p>……………</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－3 ……………第 68 条の 15……………</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－4 ……………</p> <p>……………<u>第 68 条の 13 第 3 項又は第 68 条の 15 第 4 項</u>……………</p>

四 第 68 条の 10(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 10－5 措置法第 68 条の 10 第 10 項……………<u>同条第 1 項及び第 6 項、第 2 項又は第 3 項</u>……………<u>同条第 10 項第 1 号及び第 2 号</u>……………<u>同条第 1 項及び第 6 項、第 2 項又は第 3 項</u>……………<u>同条第 10 項第 3 号</u>……………<u>同条第 1 項及び第 6 項、第 2 項又は第 3 項</u>……………</p>	<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 10－5 措置法第 68 条の 10 第 7 項……………<u>同条第 1 項から第 3 項まで</u>……………<u>同条第 7 項第 1 号及び第 2 号</u>……………<u>同条第 1 項から第 3 項まで</u>……………<u>同条第 7 項第 3 号</u>……………<u>同条第 1 項から第 3 項まで</u>……………</p>

五 第 68 条の 15 (国際戦略総合特別区域において機械等を取扱した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 15-1 ……機械及び装置又は器具及び備品の <u>1 台又は 1 基</u> の取得価額が 2,000 万円以上又は 1,000 万円以上…………… <u>1 単位</u>……………</p> <p>……</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>68 の 15-2 ……器具及び備品……………<u>1,000 万円以上</u>……………</p> <p>……………器具及び備品……………</p> <p><u>措置法令第 39 条の 45 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1 億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(開発研究の意義)</u></p> <p>68 の 15-5 <u>措置法第 68 条の 15 第 1 項又は第 2 項の規定に係る措置法第 42 条の 11 第 1 項第 1 号に規定する開発研究 (以下「開発研究」という。) とは、次に掲げる試験研究をいう。</u></p> <p>(1) <u>新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</u></p> <p>(2) <u>新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</u></p> <p>(3) <u>(1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</u></p> <p>(4) <u>現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</u></p> <p><u>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</u></p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 15-1 ……機械及び装置の <u>1 台又は 1 基</u> の取得価額が 2,000 万円以上…………… <u>1 単位</u>……………</p> <p>……</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>68 の 15-2 ……<u>建物等及び構築物</u>…………… <u>1 億円以上</u>……………</p> <p>……………<u>建物等及び構築物</u>……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>68の15-6</u> 措置法第68条の15第1項又は第2項の規定に係る措置法第42条の11第1項第1号に規定する「専ら開発研究（……）の用に供されるもの」とは、耐用年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</p> <p>（特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p><u>68の15-7</u> ……………</p> <p>（解散の日を含む連結事業年度の意義）</p> <p><u>68の15-8</u> ……………</p>	<p>（特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p><u>68の15-5</u> ……………</p> <p>（解散の日を含む連結事業年度の意義）</p> <p><u>68の15-6</u> ……………</p>

六 第68条の15の2（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p><u>68の15の2-2</u> 措置法第68条の15の2第2項第6号……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p><u>68の15の2-2</u> 措置法第68条の15の2第2項第5号……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

七 第 68 条の 15 の 3 (国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 15 の 3 (国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(生産等設備の範囲)</u></p> <p><u>68 の 15 の 3-1 措置法第 68 条の 15 の 3 第 1 項に規定する生産等設備 (以下「生産等設備」という。)</u>とは、例えば、製造業を営む連結法人の工場、小売業を営む連結法人の店舗又は自動車整備業を営む連結法人の作業場のように、その連結法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動 (以下これらを「生産等活動」という。) の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</p> <p><u>④1 一棟の建物が本店用と店舗用に共用される場合など、減価償却資産の一部が連結法人の生産等活動の用に直接供されるもの (以下「共用資産」という。) については、その全てが生産等設備となることに留意する。</u></p> <p><u>2 連結法人がその有する共用資産を生産等活動の用に供される部分とそれ以外の用に供される部分とに合理的に区分し、これに基づいて措置法第 68 条の 15 の 3 第 1 項に規定する生産等資産の取得価額の合計額及び同項に規定する比較取得資産総額を計算している場合には、継続適用を条件としてこれを認める。</u></p> <p><u>(償却費として損金経理をした金額)</u></p> <p><u>68 の 15 の 3-2 措置法第 68 条の 15 の 3 第 1 項に規定する「償却費として損金経理 (……) をした金額」には、連結基本通達 6-5-1 又は 6-5-2 の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額は含まれ</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>額によることに留意する。</u></p> <p><u>(機械等の範囲)</u></p> <p><u>68の15の3-5 措置法第68条の15の3第1項に規定する機械等には、措置法第68条の78の規定による圧縮記帳の適用を受けたこと等により措置法第68条の15の3の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>68の15の3-6 連結法人が、その取得又は製作若しくは建設をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該連結法人のためにする国内における製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は国内にある当該連結法人の営む事業の用に供したのものとして措置法第68条の15の3の規定を適用する。</u></p> <p><u>(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)</u></p> <p><u>68の15の3-7 措置法第68条の15の3第1項の規定により、贈与による取得は同項の取得に該当しないのであるから、次に掲げる場合は、次によることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 減価償却資産を著しく低い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受けの時における当該減価償却資産の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該譲受価額による取得があったものとする。</u></p> <p><u>(2) 減価償却資産を著しく高い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受けの時における当該減価償却資産の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該減価</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>償却資産の価額による取得があったものとする。</u></p> <p><u>(機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>68の15の3-8 連結法人が措置法第68条の15の3第1項(同法第42条の12の2第1項を含む。)に規定する機械等を事業の用に供した日を含む連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「供用年度」という。)後の連結事業年度において当該機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった機械等に係る措置法第68条の15の3第2項(同法第42条の12の2第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68の15の3-9 措置法第68条の15の3第5項の規定により同条第1項及び第2項の規定の適用がない同条第5項第1号及び第2号に掲げる連結法人は、同条第1項及び第2項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第5項第3号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けることができる。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>